

給与は、原則として給料月額20,500円（採用後1年目22,700円）と初任給調整手当を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。それは手当として、扶養手

當、期宋・勤勉手當(年譜)

## (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、簡易郵便事業販賣部に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「正規申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。なお、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合、郵便による請求に対しては、送付しません。

鳥取県大阪事務所（大阪市東区藤久宝寺町2丁目58の1）

鳥取県北九州事務所（北九州市小倉区浅野町2小倉ステーションビル3階）

選用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出して

「上級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

昭和41年6月1日(水)から昭和41年6月30日(木)午後5時まで。郵送の場合は、昭和41年6月30日(木)午後5時までの着信のものに限ります。

八  
せ  
九  
唐

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して10円切手(郵便料金が改正された場合は、改正料金による。)をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

卷之三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当たる翌日）

告示  
示則  
目次

鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則による診療所を休止した旨の届出

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

土地収用法による土地の立入りの許可

鳥取県管土地改良事業分担金徴収規程の一部改正

昭和四十一年四月一日付け鳥取県告示第百四十八号中訂正

# 規則

昭和四十一年五月三十一日  
鳥取県規則第二十一号  
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二百七十二号  
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年五月三十一日

指定年月日　名　称　所　在　地　診療科名　開設者名  
 昭和四十一　年　岡田医院　西伯郡岸本町番原六　内科、外科　岡田　喜一  
 五月一日　八郷分院　五七番地の一　小兒科

